

# 大阪府規則第五十四号

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する  
基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の配置の基準) 第三条 (略) 2 (略) 3 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>二 (略)</p> <p>4 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p> <p>二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(従業者の配置の基準) 第三条 (略) 2 (略) 3 第一項から第六号の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>二 (略)</p> <p>4 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p> <p>二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p>

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。